

宮城県福祉サービス第三者評価基準等の設定概要

○幼保連携型認定こども園とは：社会福祉法第2条第3項第2号の2によって定められた第二種社会福祉事業で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項によって規定され、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設。

宮城県内の幼保連携型認定こども園施設数・・・99施設（仙台市50施設、仙台市以外49施設）※R4年4月1日現在

○地域型保育事業とは：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の総称。

(1) 小規模保育事業：社会福祉法第2条第3項第2号によって定められた第二種社会福祉事業で、かつ児童福祉法第6条の3第2項第10号によって定められた事業。

(2) 家庭的保育事業：児童福祉法第6条の3第2項第9号によって定められた事業。

(3) 事業所内保育事業：児童福祉法第6条の3第2項第12号によって定められた事業。

(4) 居宅訪問型保育事業：児童福祉法第6条の3第2項第11号によって定められた事業。

宮城県内の地域型保育事業施設数・・・294施設（仙台市174施設、仙台市以外120施設）※R4年4月1日現在

地域型保育事業の分類

| 事業類型 | 根拠法令 | 事業主体 |
|-----------|--|------------|
| 小規模保育事業 | 社会福祉法第2条第3項第2号（第二種社会福祉事業） 児童福祉法第6条の3第2項第10号 | 市町村、民間事業者等 |
| 家庭的保育事業 | 児童福祉法第6条の3第2項第9号 | 市町村、民間事業者等 |
| 事業所内保育事業 | 児童福祉法第6条の3第2項第12号 | 事業主等 |
| 居宅訪問型保育事業 | 児童福祉法第6条の3第2項第11号 | 市町村、民間事業者等 |

○幼保連携型認定こども園、地域型保育事業版とも保育所版に準じた内容としている。幼保連携型認定こども園においては、言葉の置き換えをしており、以下のとおりである。なお、文脈により、言葉の置き換えを行っていない箇所もある。

| 保育所版 | 幼保連携型認定こども園版 |
|-----------|---|
| 保育所 | 幼保連携型認定こども園 |
| 保育所保育指針 | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 |
| 保育 | 教育・保育 |
| 保育士 | 保育教諭 |
| 保育所児童保育要録 | 幼保連携型認定こども園園児指導要録 |
| 児童福祉法 | 児童福祉法，教育基本法，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律 |

○地域型保育事業版においては、各事業により非該当項目があることから、基準適用表を作成し、整理した。